

めぐみ厚生センター恵友会 会報

第 3 1 2 号

めぐみ厚生センター恵友会

法人本部	0952-25-2797
めぐみ園	0952-34-7722
富士学園	0952-63-0107
ウイズ富士	0952-51-0063

発行人 副島 勉

郵便振替 めぐみ厚生センター恵友会 口座番号： 01770-6-12389
 事務局 〒840-2223佐賀市東与賀町大字飯盛1584（めぐみ園内）：tel 0952-34-7722

『共に生きる』



Yさんと私と恵友会と

恵友会 編集局



「ねえ、Yさん、恵友会って知ってる？」
 「ケイユウカイ？（5秒の沈黙）・・・」
 あ！私達の応援団でしょう？」

2018年のゴールデンウィークに入った休日の、ひとコマです。
 彼女は、グループホームからウイズ富士に通所し、60歳を過ぎてても元気に生活されています。

私「恵友会がYさん達の応援団って、よく知ってましたね」

Yさん「はい。前に職員さんから教えてもらいました。私達には沢山の応援団がいるんだって！」

私「そう。恵友会は、家族さんや職員さんをはじめ、ボランティアさん、地域の皆さん、佐賀県以外でもめぐみ厚生センターの皆を応援しよう！と思う人の集まりなんですよ」

Yさん「沢山の人達に支えられて、嬉しいなあ」

こんな会話から始まり、Yさんの思い出話を聞かせていただきました。

在宅から中学3年（15歳）の途中で、富士学園に入所し、働けるようになると、今でいう日中活動で体力を作り、手芸や農作業で持続・集中力を養い、養鶏所に就職をされました。その間に良き伴侶と出会って結婚。二人で20年以上養鶏所で働きました。13年前に退職し、現在はグループホームで健康や生活サポートを

受けながら、楽しく暮らしているのと。と。

昭和43年、Yさんが入所された当時は、富士学園が小城公園で運動会をしていただとお聞きし、びっくりしました。今では、当時を知る職員もおらず、そんな時代もあったのか、と感慨深くなりました。

その13年後の昭和56年に、恵友会は発足しました。



※ちよつと一言♪

恵友会とは？※

「センターの利用者と心のふれあい活動等を目的」に発足した団体です。会則を抜粋すると、「厚生センターの事業に賛同し、その経営・発展および利用者の福祉向上を援助する」と、あります。今年で37年目を迎え平成23年には会の30周年記念コンサートを開催しました。バザーや研修会等を通し利用者の方との交流（ふれあい）を深め、現在の会員は約550名。一時期は600名を越す時代もありましたが、高齢化の影響もあり、会員数は減っています。しかし、歴代の会長や役員の方達の「センターの利用者の皆のために」という熱い思いの中、今尚、厚生センター利用者のサポーターとして継続しています。

さて、話を戻しましょう。

突然、Yさんから言われました。
 Yさん『共に生きる』って知ってる？」
 私「はい、知ってます。厚生センターの目標（理念）ですよ」

Yさん『共に生きる』はね、眞吾先生から教えてもらったの。（注）眞吾先生とは、創立者の故・栗林眞吾氏のこと）私が富士学園に入つてすぐのこと、『共に生きる』とは、人と人のお付き合い。何かあった時は助け合いながら、皆で一緒に生きていくこと。と教えてもらいました。今、自分のことを振り返ると、小さい頃は体も弱く就職も結婚も出来ない、と思っていたのに就職も出来て、まさか、結婚するなんて夢みたい。周りに支えてくれる人が沢山いて、本当に感謝しています。職員さん、健康管理をありがとうございます。歌や作業のお手伝いありがとうございます。教会の皆さん、お祈りする大切さを教えてくれて、ありがとうございます。恵友会の皆さんも体に気をつけて、お元気でお過ごし下さい。私も、皆さんのことを応援しています。助け合いながら、思いやりと感謝をもちながら、皆で生きていきましょう。感謝です」

支えているつもりが・・・
 支えられていました。

※尚、二人の会話はコテコテの佐賀弁だった為、標準語に直し掲載させて、いただきました。

◎会費納入

ありがとうございました。

平成30年4月30日現在

敬称略

- 池田昭夫、丸秀醬油、九州食品
- 中元寺正剛、梅本隆司・富美子
- 堤敦子、北島政商店、江頭嘉子
- 岩田寛剛、市丸俊文、山口貞雄
- 松藤範幸、栗林裕幸・久美子
- 中村昌平、中島直樹、永池
- 池田順子、吉田太作、溝内和弘
- ヤクルト販売、長峰陽子
- 十時忠秀・やよい、今村宏
- 鶴池咲智子、市丸眞子
- 山口洋子、江川秀子、金武妙子
- 瀬戸口昭子、草場留美
- 釘尾末子、光岡悦子、徳永尚子
- 小淵八千子、山崎圭子、
- 梅野勝子、内川商事株式会社
- 田代裕明、大屋庫三、小野原誠
- 松本次雄、納富勇次、大金通浩
- 大崎茶舗、メグミルク八谷販売店
- 今泉孝之、武久好光、山口芳子
- 島田折枝、田中國代、武下正文
- 原口弘・久美・浩二郎・恭典
- 野中敬子、栗林康之・三枝子
- グリコ牛乳石動丸、本居ミヨ子
- めぐみ園家族会（30名）
- （有）はと交通

◎「寄付」

ありがとうございました。

平成30年4月30日現在

敬称略

- 堤敦子・岩田寛剛、松本次雄
- 十時忠秀・やよい、納富勇次
- 栗林裕幸・久美子、吉田太作
- 栗林康之・三枝子

恵友会視察研修のお知らせ



毎年、会員同士の親睦と利用者の方との交流を兼ねて、研修に行っています。
 今年は、めぐみ厚生センターの生活介護事業所「ウイズ富士」の見学を致します。
 興味・関心のある方は、事務局までご連絡下さい。

日時 平成30年6月20日（水）
 10:30～12:00 見学
 12:00～14:00 昼食
 観光

各種予約等の都合上、6月13日までにご連絡をお願い致します。

問い合わせ・・・0952-34-7722
めぐみ園内 事務局 担当/栗林

第19回 恵友会 総会のお知らせ

恵友会では、2年に一度総会を開催し、活動や会計等の確認を行なっています。今年は下記要領で開催致します。（会員の方はどなたでも出席できます）

記

日時 平成30年5月24日（木）10:00～
 場所 佐賀バルーンミュージアム3F
 議題 平成28・29年度事業/決算報告
 平成30・31年度事業計画/予算案
 役員改選（案）
 その他・・・「ふれあいの広場」について

役員以外の方で出席される方は事務局までご連絡下さい。

= 恵友会 会則 全文 =

恵友会事務局連絡先
 〒840-2223 佐賀市東与賀町大字飯盛 1584
 めぐみ園内
 Tel 0952-34-7722
 Fax 0952-34-7720

めぐみ厚生センター恵友会とは、1981年（昭和56年）に設置された社会福祉法人めぐみ厚生センターの利用者との心のふれあい活動などを目的とする団体です。会員は、知的障がいを持つ方々を正しく理解し、恵友会の目的に賛同してくださる方ならどなたでもご加入いただけます。

恵友会 会則

- 第1条 本会はめぐみ厚生センター恵友会と称する。
- 第2条 本会の事務所は、佐賀市緑小路1番3号社会福祉法人めぐみ厚生センターにおく。
- 第3条 本会は、社会福祉法人めぐみ厚生センターの事業に賛同し、その経営・発展および利用者の福祉向上を援助することを目的とする。
- 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 1.利用者との心のふれあい活動
 2.めぐみ厚生センターに属する施設における奉仕活動
 3.めぐみ厚生センターの運営ならびに施設における奉仕活動
 4.その他本会の目的達成に必要な事業
- 第5条 本会の会員は、知的障害児・者を正しく理解し、本会の目的に賛同する者をもって構成する。
- 第6条 本会の会員は別に定める会費を納入するものとする。
- 第7条 本会には、次の役員をおく
 1 会長 1名
 2 副会長 2名
 3 幹事 若干名
 4 監事 2名
- 第8条 本会の役員会は、会長、副会長、幹事をもって構成する。
 2 役員会は会長がこれを招集する。
 3 役員会に議長を置き、会長をもってあてる。
 4 役員会は佐賀県在住の役員総数の過半数の出席をもって成立し、その決議は、出席役員の過半数をもって行うものとする。可否同数のときは議長の決するところによる。
 5 役員会は次の事項を審議する。
 イ 予算並びに事業計画
 ロ 決算並びに事業報告
 ハ その他会長が必要と認められた事項

- 第9条 本会には、名誉会長1名及び顧問若干名を置くことができる。
 2 名誉会長及び顧問は、役員会の議を経て、会長が推薦する。
 3 名誉会長及び顧問は、本会の運営、事業に関し必要な助言を行うことができる。
- 第10条 監事は会計及び事業の監査をなし、その結果を総会において報告する。
- 第11条 役員は任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
 補欠選任の場合は、前任者の在任期間とする。
- 第12条 総会は、定期総会と臨時総会とし、会長が召集する。
 2 定期総会は原則として隔年5月、臨時総会は役員会が必要と認めるときに開く。総会に議長を置き、会員の互選をもってあてる。
 3 総会は下記の事項を決議する。
 イ 予算並びに事業計画
 ロ 決算並びに事業報告
 ハ 役員を選任
 ニ 会則の変更
 ホ その他役員が必要と認められた事項
 4 総会の議決は出席会員の過半数をもって行うものとし、可否同数の時は議長の決するところによる。
- 第13条 本会の資産は会長が管理する。
- 第14条 本会の経費は、次のものをもってあてる。
 1、会費
 2、寄付金
 3、雑収入
- 第15条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌々年の3月31日をもって終る。
- 第16条 本会の会費は次の通りとする。年間2000円

附則 昭和61年10月20日 一部改正
 昭和63年 5月28日 一部改正
 平成 2年 5月18日 一部改正
 平成 6年 5月19日 一部改正